

日本共産党を代表されました川崎誠議員のご質問にお答えいたします。

初めに、福山駅前広場整備工事についてであります。  
本市は、駅前広場について備後の中核都市にふさわしい玄関として整備を進めているものであります。

遅延することは許されないことなどから、入札監視委員会委員の意見等も参考にし、地方自治法施行令の規定に基づき、適正に執行したものであります。

次に、電算処理業務についてであります。

業務の透明性、公平性の確保、さらに説明責任を果たすことは、行政運営の基本であり、電算の契約事務につきましても、引き続き改善すべきは改善するよう、取り組んでまいる考えであります。

次に、随意契約の基準についてであります。電算システムの改造や機器の管理等を業務委託する場合には、当該システムを開発した業者や機器を導入した業者と、法令に基づき、必要性が認められるものとして、随意契約をしております。

なお、委託金額は本市で定めた設計単価により適正に積算しております。

次に、再委託についてであります。福山市契約規則第8条では、再委託を全部禁止してはならず、但し書きの規定により、特別の事由がある場合には、出来ることとなっておりますので、その規定に基づき書面の提出を求める中で、再委託を承諾しております。

次に、再委託を認める理由については、地元IT企業の活用・育成を図ることや、大規模なシステム開発を行うにあたり、外部資源を必要とすることなど、業務の効率的かつ円滑な遂行に必要である場合などであります。

次に、業務執行の把握・確認については、委託先との業務進捗会議等において執行状況の把握・確認を行う中で、管理・監督を行っているところです。

以上

次に、住宅入居契約についてであります。

単身高齢者の入居率は、本年1月現在で17%となっております。

単身入居者の年齢制限は、60歳以上であること、高額所得者については明け渡しをすること等は、公営住宅法の定めとなっており、法に基づき対応をしております。

次に、市営住宅の集会所等の確保については、住宅の建替時等において、対応しているところであります。

若年単身者向け住宅については、高齢者や低所得者など真に住宅に困窮する住民に、居住の確保を図ることを目的とした公営住宅法の趣旨から借り上げ制度の創設は考えておりません。

次に、市内中心地域に高齢者・障害者向け住宅を建設することについてであります。市内中心地域に限らず、合併町を含む市全体の将来予測に基づき、「今後の市営住宅のあり方」に関する方針を策定してまいります。

以上

次に、国保行政についてであります。

まず、国庫負担率の変更については、退職者医療制度の創設に伴うものであり、医療費負担の公平性を確保するためには、適切な制度変更であったものと考えております。

次に、新年度の保険税についてであります。  
税率算定におきましては、前年の被保険者の所得状況などを見極めつつ、国保事業の継続的な安定運営を基本とし、検討してまいります。

なお、この基礎課税額に対しては、財政調整基金を従前からの減免基金に加え、初めて、約 2 億 3700 万円を充当し、被保険者負担の大幅な軽減に努めたところであります。

次に、資格証明書の交付については、保険税の納税に対する公平性を確保するため、交付しているものであり、今後も、法令に即した対応をしてまいります。

なお、資格証明書の交付世帯に、傷病者がいる場合には、ぜひとも納税相談にお越しいただきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。  
まず、本制度における、2008 年度（平成 20 年度）の本市の対象者については、49,000 人程度と見込んでおります。

次に、国への制度撤回についての要望については、持続可能な国民皆保険体制の維持を図るためには、必要な制度であることから、困難であります。

次に、住民要求の反映などにつきましては、広域連合議会も設置されることになっており、十分な議論がなされ、適切な制度運営が行われるものと考えています。

なお、資格証明書の交付については、法令に即し、適切に対応してまいります。

次に、福山市の医療体制についてであります。

市民病院の産婦人科医については、一昨日、ご報告申し上げましたように、4月から当面休診せざるを得ない状況であります。地域の医師会等とも一層の連携を図り、全力を挙げて医師確保に努めてまいりたいと考えております。

医師の不足、また医師の不足に起因した過重労働の問題は、一層深刻となっております。

市民病院だけで改善することはきわめて困難な状況であり、全国自治体病院協議会を通じ、政府に対し、医師の確保及び過重労働の改善等について要望をしているところであります。

また、市民病院では、現在、院内保育施設について、来年度完成を目指して、計画を推進中であり、病院職員の福利厚生の実を充実させる中で、安心して出産・育児等ができる体制を整えているところであります。

なお、市民病院では医師の処遇改善を図るため、今議会に、手当等の見直しをお願いしているところであります。

診療報酬の引き下げ等、医療を取り巻く環境は、非常に厳しい状況であります。市民病院におきましては、これまでも常に地域医療・住民福祉の向上を目指して、取り組んでまいりましたところであり、今後とも地域の中核病院としての役割を果たしてまいります。

以上

次に、福祉行政についてであります。

まず、介護保険制度についてであります。介護保険の国庫負担割合については、現在の20%から25%に引き上げ、財政調整交付金をその枠外にするよう全国市長会を通じて、国に要望しているところであります。

また、市独自の保険料減免制度の拡充につきましては、2003年（平成15年）4月に、年間収入額や預貯金の額などについて、要件緩和措置を講じてきたところであります。

次に、障害者控除認定制度についてであります。

障害者控除認定については、高齢者福祉のしおりや福祉施策の概要等への掲載、またホームページ等を通じ、啓発につとめているところであります。

また、国は「障害認定」と「要介護認定」の判断基準は異なるとの見解であり、認定に当たっては、国の示す「障害老人の日常生活自立度判定基準」等に基づき適正に判定しているところであります。

次に、障害者施策についてであります。

まず、定率負担につきましては、制度の根幹に関わることでもあり、また、新年度から国の特別対策により利用者や家族の負担が軽減されたところであります。

障害福祉サービス事業者に対する日払い方式の見直しにつきましても、特別対策の中で保障措置が充実されることとなっております。

本市としては、当面、国の特別対策の効果を見定める必要があると考えております。

以上

次に、靨港埋め立て架橋計画についてであります。

公有水面埋め立て法第4条第3項には、埋め立てを免許する3つの場合が規定されております。

- ・ 第1号は、公有水面に関し権利を有するものが埋め立てに同意したとき。
- ・ 第2号は、埋め立てに因り生ずる利益の程度が、損害の程度を著しく超過するとき。
- ・ 第3号は、埋め立てが法令により土地を収用、又は使用することを得る事業のため必要なとき。

となっております。

これまでは、円滑な事業実施のため、実務上、第1号に規定する全員の同意を得た上での出願を求められていました。

2005年(平成17年)、広島県から国土交通省へ、この法第4条第3項の適用について照会したところ、「権利者の同意を得るべく、出来る限り努力をしたにも拘らず、同意が得られず、第2号又は第3号に該当するとして出願が行われた場合には、免許にあたり慎重な審査を行うとともに、総合的に判断することが必要である。」と、国から初めて文書回答で見解が示されたものです。

次に、海浜地の測量についてであります。

本年、1月9日及び23日の、説明会において、「測量は絶対に許さない」と実力で阻止する旨の発言があり、不測の事態に備え、広島県が、警察に事前の情報提供、及び警備要請を行ったものと聞いております。

次に、地元の合意形成についてであります。

事業を円滑に実施するためには、関係者の理解を得る努力が必要であり、これまでも意見交換会や、ホームページ、パンフレットの配布などで計画の周知を図ってまいりました。

合意形成を推進するため、今後、広島県と共同し、鞆町住民を対象に、改めて事業の説明会を開催することといたしております。

いずれにしましても、鞆地区道路港湾整備事業は、鞆町の様々な課題を抜本的に改善するために不可欠な事業であります。

本年1月に開催された地元主催による早期実現決起集会では、あの狭い会場に、700名を超える鞆町住民の多くの方が参加され、行政に対し事業の早期着手を求める決議がなされました。

私自信も、改めて計画の早期実現に向け一層の努力をしていくことを強く決意したところであります。

現在、広島県と連携して埋め立て免許取得のための作業を進めているところであり、準備が整い次第、出願してまいりたいと考えております。

また、免許取得後、速やかな事業着手が出来るよう、来年度予算に、工事着手のために必要な経費を計上しているところであります。

以上

次に、朝鮮通信使400周年についてであります。

本市は、国や広島県をはじめとする瀬戸内海沿岸の関係自治体などで組織する、朝鮮通信使400周年記念事業運営委員会に参画し、他のゆかりの地と連携する中で、「鞆の浦」を韓国国内に広くPRするイベントの実施や、韓国側テレビ番組制作者や旅行エージェントの招聘ツアー等を予定しております。

また、バラ際のローズパレードにおいても市民参加のもとに、記念行列を実施することとしております。

今後とも、広島県等と連携する中で、こうした歴史と文化のかおる「鞆の浦」への外国人観光客の誘致に努めてまいります。

次に、「朝鮮通信使の道」についてであります。本市においては、重要伝統的建造物群保存地区の選定が、最重要課題と考えており、その取り組みに重点を置いてまいります。

以上

次に、鞆の町並み保存事業についてであります。

町並み保存事業につきましては、事業着手に向け、鞆町内会連絡協議会や、文化庁など関係機関と連携を図りながら、住民への事業説明会などに、取り組んでまいります。

次に、鞆地区の景観についてであります。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等とそこに暮らす人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであります。

今後、伝統的建造物群保存地区を含めた周辺地域につきましても、地域の状況に応じた、景観行政のあり方について、研究してまいりたいと考えております。

次に、古民家の調査・保存の施策についてであります。

市内に残る、歴史的価値の高い建物につきましては、個々に調査を実施し、特に重要な建物は、国・県・市の文化財に指定し、保存活用を進めているところです。

以上

次に、幹線道路網整備についてであります。

まず、瀬戸学区における事業説明会につきましては、事業者において、これまでの説明会の開催状況、事業の進捗状況などを総合的に勘案した結果、学区全体としては一定の理解を得たものと判断され、事業説明会を終了したものであります。

また、事業者としての説明責任を果たすべく、説明会場での受け付けや、学区全体への回覧によって、説明の継続を希望された計13名に対して、個別説明等を実施している旨を、国・県から伺っております。

次に、熊野学区鳴地区の設計協議につきましては、自治会では意見集約が困難との意見があり、事業者において訪問説明等を実施した結果、詳細設計に対して9割以上の了解が得られ、地区としては一定の合意に達したものと判断され、設計協議を終了したものであります。

また、事業者としての説明責任を果たすべく、現在も未了解者に対して、個別説明責任を実施している旨を、県から伺っています。

なお、現在、用地事務をすすめている地区では、設計協議等を通じて一定の合意が形成されたあとに、地権者個々の了解を得る中で、幅杭設置等の作業や、用地説明を実施しているものであり、事業を凍結・中止する考えはない旨を、事業者から伺っております。

本市としましても、引き続き、国・県と一体となって、幹線道路網の早期整備を推進してまいる考えであります。

次に、緊急箇所整備についてであります。

現在、周辺地域も含めて、地域の理解が得られた箇所から計画的に防護柵の設置等に、取り組んでいるところであります。

今後とも、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

また、情報収集につきましては、土木常設員等と連携を図る中で、幅広く行っているところであります。

以上

次に競馬事業についてであります。

競馬事業のこれまでの本市財政への貢献や、1000人を超える雇用の場として、地域経済の活性化に大きな影響があることなどから、引き続き、事業の継続に向け関係者と連携する中で、振興策に取り組んでまいります。

以上

次に、人権・同和行政についてであります。

まず、部落解放同盟福山市協議会への補助金につきましては、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題解決に有効であり、公益に資すると判断する中で、福山市補助金交付規則に基づき交付しているものであります。

また、福山市人権交流センターにおける部落解放同盟福山市協議会及び部落解放同盟広島県連合会東部地区協議会への事務所の使用許可につきましては、福山市人権交流センター条例の設置目的に合致していることや、センターの運営上支障がないことなどから、許可をしているものであります。

人権交流センターにつきましては、人権文化が根付いた社会の実現に向け、さまざまな人権課題の解決に係る市民の交流の促進や活動支援をおこなう総合センターとしての役割を果たしてまいります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、全国学力・学習状況調査についてであります。

本調査は、児童生徒の学力や生活習慣などが、どういう状況にあるかを把握し、今後の指導や教育施策に生かしていくことを目的として行われるものであり、本市の教育水準の向上を図る上で、有効な取り組みであると考えております。

なお、個人情報の保護につきましては、国において必要な措置が講じられております。

次に、学校給食についてであります。

昨年11月実施の給食費徴収状況調査で、未納理由が保護者の経済的問題であった割合は、国とほぼ同程度でありました。

就学援助制度の周知については、市広報への掲載、入学説明時におけるプリント配布や保護者への説明及び個別の相談・指導などの対応を行っているところです。

中学校給食については、困難な課題があり、現行のミルク給食を継続してまいりたいと考えております。

以上

